

佐賀県プロモーションムービー「Timeless SAGA」に係る使用承認事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐賀県のすばらしさを国内外にアピールするために佐賀県が制作した佐賀県プロモーションムービー「Timeless SAGA」（以下プロモーションムービー）が、正しく使用され、そのイメージが損なわれないようにするため、使用承認について、必要な事項を定めるものとする。

(承認手続)

第2条 県の機関以外の者がプロモーションムービーを利用しようとする場合は、広報広聴課長の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認を受けようとする者は、佐賀県プロモーションムービー使用申請書（様式第1号）により広報広聴課長に申請しなければならない。
- 3 広報広聴課長は、第2項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、使用を承認するときは佐賀県プロモーションムービー使用承認通知書（様式第2号）により、承認しないときは佐賀県プロモーションムービー使用不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知しなければならない。
- 4 前項の審査において広報広聴課長が必要と認める場合は、関係課や外部の機関に意見を求めることができる。
- 5 報道機関による報道目的での使用及びソーシャルメディアでの発信を目的とした使用についても、前各項の規定を適用する。
- 6 申請者は、使用開始予定日の概ね1週間前までを目安に申請を行うものとする。

(承認基準)

第3条 次のいずれかに該当する者は、前条第1項の承認を受けることができない。

- ア 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれのある場合
- イ 特定の個人又は団体の売名に利用されるおそれのある場合
- ウ 自己の営利目的で利用されるおそれのある場合（県全体の利益に資し、又は県の情報発信に繋がる場合を除く。）
- エ 県のイメージや品位をおとしめるおそれのある場合
- オ 適正な使用方法に従って使用しないおそれのある場合
- カ 法令や公序良俗に反するおそれのある場合
- キ 使用により著作権を侵害するおそれのある場合
- ク その他承認することが不適当と認められる場合

(注意事項)

第4条 プロモーションムービーを使用する者は、次の事項を守らなければならない。

- ア 承認を受けた目的以外の目的に使用しないこと
- イ プロモーションムービーを無断で複製や転載を行わないこと
- ウ その他使用の承認に付された条件を遵守すること

(要領違反)

第5条 本要領に違反した場合に起因する紛争（損害賠償等を含む）の責任は、使用承認を受けた者が負うものとする。

(承認の取消し)

第6条 広報広聴課長は、次のいずれかに該当する場合は、第2条第1項の承認を取り消すものとし、佐賀県プロモーションムービー使用承認取消通知書（様式第4号）を当該プロモーションムービー使用者に通知しなければならない。

- ア 使用承認申請の内容に虚偽のある場合
- イ 使用承認の条件に違反して使用した場合
- ウ その他県に不都合が生じた場合

(著作権)

第7条 プロモーションムービーに係る著作権その他一切の権利は佐賀県に帰属する。

- 2 使用承認を受けた者は、前項の権利を侵害してはならない。

附 則

この要領は、令和7年1月24日から適用する。

附則（令和8年10月28日改正）

この要領は、令和8年10月28日から適用する。